

地域密着型特別養護老人ホーム白梅の森運営規程

(目的)

第1条

この規程は、社会福祉法人いつ星会が、介護保険法による指定介護老人福祉施設事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(基本方針)

第2条

入居者が可能な限りその居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようとするものとする。

(運営方針)

第3条

本事業において提供する施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 入居者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 3 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 4 施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行なわないものとする。
- 5 事業所は自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | |
|---------|-----------------|
| (1) 名 称 | 特別養護老人ホーム白梅の森 |
| (2) 所在地 | 岩手県二戸市堀野字大畑1番地1 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条

介護老人福祉施設事業を実施するため、次の職員を置く。

- | | |
|-----------------|---|
| (1) 管 理 者 (施設長) | 1人 (併設事業所管理者 (施設長) との兼務)
職員を指揮監督し、事業実施の管理及び運営にあたる。 |
| (2) 医 師 (非常勤) | 3人 (医師2人 歯科医師1人 ともに兼務)
入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。 |

- (3) 生活相談員 1人以上（介護支援専門員との兼務 1名）
入居者の生活相談及び各種調整にあたる。
- (4) 介護支援専門員 1人以上（生活相談員との兼務 1名、
介護職員との兼務 1名）
入居者の介護に係る計画の立案、モニタリング等にあたる。
- (5) 看護職員 1人以上（うち1名専従）
入居者の看護にあたる。
- (6) 介護職員 10人以上（専従）
入居者の介護・介助にあたる。
- (7) 機能訓練指導員 1人以上（併設事業所機能訓練指導員との兼務）
入居者の機能訓練にあたる。
- (8) 管理栄養士 1人以上
入居者の栄養ケアマネジメント及び給食管理にあたる。

（入居定員）

第6条 事業所の入居定員は、1日20名とする。

（ユニットの数及びユニットごとの入居定員）

第7条 事業所のユニットの数は2つとし、ユニットごとの入居定員は10名とする。

（介護老人福祉施設介護の内容）

第8条

特別養護老人ホーム白梅の森では、入居者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入居者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護サービスを提供するものとし、常に入居者の家族との連携を図りながら、次のサービスの提供を行うものとする。

- (1) 栄養並びに入居者の心身状況を及び嗜好に考慮した食事の提供。
- (2) 1週間に2回以上の入浴。
- (3) 排泄の自立について必要な援助。
- (4) 離床・着替え・整容その他日常生活の上の世話。
- (5) 日常生活を送るうえで必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- (6) 常に入居者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置。
- (7) 適宜に入居者のためのレクリエーションの実施。
- (8) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助。
- (9) その他、入居者の生活向上のための必要な援助。

（利用料の受領）

第9条

特別養護老人ホーム白梅の森を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、保険者より交付される介護保

險負担割合証に基づいた割合の額とする。

2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。

3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収するものとする。

(1) 食事の提供に要する費用 1, 445円

(入居者の収入により、減額の認定を受けられる場合あり)

負担段階	第1段階	負担限度額	300円
	第2段階	負担限度額	390円
	第3段階①	負担限度額	650円
	第3段階②	負担限度額	1, 360円

(2) 居住費に要する費用 ユニット型個室 日額 2, 198円

(入居者の収入により、減額の認定を受けられる場合あり)

負担段階	第1段階	負担限度額	880円
	第2段階	負担限度額	880円
	第3段階	負担限度額	1, 370円

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき入居者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 実費

(4) 理美容代 カット 1, 100円、 顔そり 1, 100円

(5) 送迎サービス料（通院、入退院、施設入退所に係る移送介助費等）

①二戸管内の場合 無料

②二戸管外の場合 1, 000円（片道）

※基本的には二戸管外への送迎は対応しておりません。

(6) 預かり金出納管理費及び物品管理費

1日 10円

(7) 家族食事代 1食 350円

(8) 寝具貸出し料 1組 100円

(9) 複写物 1枚 10円（白黒） 30円（カラー）

(10) 前各号に掲げるもののほか、介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その入居者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居者又その家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者の同意を得なければならない。

5 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証又は、介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けた者にあっては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。

6 第2号について、入院、又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし入院中は外泊中のベッドを短期入所生活介護に利用する場合は、当該入居者から居住費を徴収せず、短期入所者生活(療養)介護利用者より短期入所の居住費を徴収する。

7 施設は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他止むを得ない事

由がある場合、入居者に対して説明を行い、当該利用料を相当額に変更する。

(通常の送迎の実施地域)

第10条

通常の送迎の実施地域は、二戸管内とする。

(入居手続きの説明及び同意)

第11条

施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(入退居)

第12条

特別養護老人ホーム白梅の森は、身体上又は精神上著しい傷害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

- 2 特別養護老人ホーム白梅の森は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒むことはできないものとする。
- 3 入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努め、別に定める白梅の森入居判定委員会設置規則に基づく入居調整委員会の決定を受けるものとする。
- 5 特別養護老人ホーム白梅の森は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行うものとする。

(身元引受人)

第13条

入居が決定したものは、入居の際、成年者で独立の生計を営むものを身元引受人に定め、別に定める契約書により、入居する者と連名で管理者と契約を締結するものとする。

(入居者の心得)

第14条

入居者は相愛互助の精神を持って、社会的規範を守り自らも健全な共同生活の運営に努めるとともに、白梅の森の諸規定を守り、自らの生活及び機能の向上を図るものとする。

(禁止行為)

第15条

入居者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと。
- (3) 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (5) 故意に施設若しくは物品に損害を与えこれを持ち出すこと。

(非常災害対策)

第16条

施設介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

2 非常災害に備え、少なくとも年2回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

(緊急時における対応方法)

第17条

入居者の病状に急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。

(事故発生時の対応)

第18条

入居者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該入居者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

2 入居者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第19条

事業者は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
 - (2) 成年後見制度の利用支援
 - (3) 虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
- 2 職員は、入居者に対し、以下のような身体的苦痛を与える行為、人格を辱める等の虐待を行ってはならない。
- (1) 段る、蹴る等直接入居者の身体に侵害を与える行為。
 - (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えないで長時間作業を継続させる行為。
 - (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。

- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 入居者の健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 亂暴な言葉使いや入居者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 施設を退居させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該入居者を無視すること

(身体拘束等)

第20条 施設は、利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命に又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には家族の同意を受けた時にのみ、その条件と期間内にて身体拘束を行うことができる。

(記録の整備)

第21条

特別養護老人ホーム白梅の森は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 前項の外、入居者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から2年間保存するものとする。

(苦情処理)

第22条

特別養護老人ホーム白梅の森は、入居者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

2 提供したサービスに関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

3 入居者からの苦情に関して、国民健康保健団体連合会が行う調査に協力するものとする。また、自ら提供した施設介護サービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

(衛生処理)

第23条

施設において使用する備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行うものとする。

2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じるものとする。

(地域と連携)

第24条

介護老人福祉施設事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協

力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(その他)

第25条

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人いつつ星会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 15日より施行する。

平成27年 4月 1日に一部改正。
平成28年 4月 1日に一部改正。
平成29年 4月 1日に一部改正。
平成30年 4月 1日に一部改正。
令和 元年 10月 1日に一部改正。
令和 2年 3月 15日に一部改正。
令和 3年 4月 1日に一部改正。
令和 3年 8月 1日に一部改正。
令和 4年 4月 1日に一部改正。
令和 6年 4月 1日に一部改正。
令和 6年 8月 1日に一部改正。
令和 7年 4月 1日に一部改正。
令和 7年 8月 1日に一部改正。